

ウィルコム沖縄無線 LAN オプション利用規約

(ウィルコム沖縄無線 LAN オプションに係る提供条件)

第1条 当社は、ウィルコム沖縄通信サービス契約約款(以下、「約款」といいます。)第1条の規定に基づきウィルコム沖縄無線 LAN オプション利用規約(以下、「本利用規約」といいます。)を定め、これに基づきウィルコム沖縄無線 LAN オプション(以下、「本機能」といいます。)を提供します。この場合、料金(その他料金にかかる提供条件を含みます。)については約款の規定にかかわらず、別記に定めるところによります。

2 本機能は本利用規約において別段の規定がない限り約款に規定する付加機能として提供するものとします。

(定義)

第2条 本機能は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の無線基地局と端末設備との間でデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して当社が提供する電気通信サービスをいいます。

(サービス区域)

第3条 本機能の提供区域は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する無線 LAN サービスの提供区域によるものとします。

2 前項に規定する提供区域であっても、ネットワーク設備の混雑状況、電波状況等の理由により、本機能を利用できないこと(通信速度の低下等を含みます。)があります。

(利用の請求)

第4条 一般ウィルコム沖縄通信契約者(定期一般ウィルコム沖縄通信契約者を含みます。以下同じとします。)は、本機能の利用に先立って利用の請求をしていただきます。

2 前項の利用の請求を行う一般ウィルコム沖縄通信契約者は、当社所定の契約事務を行うサービス取扱所もしくはウェブサイトより、当社所定の請求フォーマットを記入していただいたうえで、当該請求フォーマットを提出又はまたは送信していただきます。

(利用の請求の承諾)

第5条 当社は、前条の利用の請求があった場合において通信の取扱上余裕がないときは、その請求の承諾を延期することがあります。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当し、または該当すると認めるとき場合には、その利用の請求を承諾しないことがあります。

(1) 本機能を提供することが技術上著しく困難なとき。

- (2) 利用の請求をした一般ウィルコム沖縄通信契約者が、利用規約または当社約款の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (3) 利用の請求をした者が、その請求にあたり虚偽の内容を記載した請求フォーマットを提出または送信したとき。
 - (4) その他当社の業務遂行上支障があるとき。
- 3 当社は、第4条に定める方法により利用の請求があった後、通信等の障害により当該請求が到達しなかった場合には、何の責も負わないものとします。

(一時中断)

第6条 一般ウィルコム沖縄通信契約者が、約款の規定に基づき一般ウィルコム通信の一時中断を行う場合、一般ウィルコム沖縄通信契約者より本機能を一時中断しない旨の申出を受けたときは、本機能の一時中断を行いません。

(利用に係る一般ウィルコム沖縄通信契約者の義務)

第7条 一般ウィルコム沖縄通信契約者は、約款第59条(利用に係る契約者の義務)に規定する事項に加え、次のことを守っていただきます。

- (1) 提供区域に係る場所の円滑な運用又は管理等に支障をきたさないよう、その提供区域の管理者(その場所の運用又は管理等を行う者をいいます。)の指示に従うこと。
- (2) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する目的で本機能を利用しないこと。

なお、次に定める禁止行為に抵触すると判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

ア 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標登録等)その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

イ 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

ウ 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

エ (詐欺、業務妨害等の)犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為

オ わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為

カ 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為

キ 本機能により利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

ク 他人になりすまして本機能を利用する行為(偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)

ケ 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為

- コ 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しく勧誘の電子メールを提供区域から送信する行為
- サ 本人の同意を得ること無く、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを提供区域から送信する行為
- シ 第5条に規定するログインID及びパスワードを甲の同意なく第三者に知らしめる行為
- ス 他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- セ その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する目的でリンクをはる行為
- ソ その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると判断した行為

(ログインID及びパスワード)

- 第8条 当社は、利用の請求の承諾時にログインID(本機能を利用する際に、契約者を認証するための符号をいいます。以下、同じとします。)及びパスワード(本機能を利用する際に、契約者を識別するための符号をいいます。以下、同じとします。)を付与します。
- 2 利用の請求を行い承諾された一般ウィルコム沖縄通信契約者(以下、「本利用者」といいます。)は前項に規定するログインID及びパスワードを厳重に保管するものとします。
 - 3 当社は、本利用者によるログインID及びパスワードの紛失等に起因する損害等については一切責任を負いません。

別記

料金表

- 1 .本機能の利用の請求を行った一般ウィルコム沖縄通信契約者は、以下に規定する利用料の支払いを要します。

(1 契約ごとに月額)

一般ウィルコム沖縄通信の区別	無限定利用の区別	料 金 種 別	料 金 額
無限定利用	標準型	標準コース	1,524 円 (税込価格 1,600 円)
		昼得コース	
		スーパーパック S コース	
		スーパーパック L コース	
		スーパーパック LL コース	
		定額プラン	
		ハートフルコース	
		つなぎ放題コース	
	複合型 【ネット 25】	パケコミネットコース	667 円 (税込価格 700 円)
		回線交換専用型	データパックコース
データパック mini コース			
通話相手先限定利用 (安心だフォン・Two LINK DATA)			

- 2 . 一般ウィルコム沖縄通信契約者が、約款料金表(以下、「料金表」といいます。)の第1(基本使用料)の1(適用)の(3)(超高速パケット通信を利用している場合における基本使用料の加算額の適用)のアに規定する利用の請求をする場合、前項に規定する利用料については支払いを要しません。
- 3 . 一般ウィルコム沖縄通信契約者が、料金表第4(通話料)の(1)(適用)の(23)(料金種別定額プランを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い)のウに規定する定額料金または同工に規定する月額定額料金を支払う場合、第1項に規定する利用料については、第1項の規定にかかわらず1契約ごとに667円(税込価格700円)とします。
- 4 . 利用料については、第4条に規定する一般ウィルコム沖縄通信契約者からの利用の請求を当社が承諾した日の10日後より適用するものとします。
- 5 . 一般ウィルコム沖縄通信の区別が特定通信限定利用 型及び特定通信限定利用 型のものを選択している一般ウィルコム沖縄通信契約者は、本機能の利用の請求をできません。

6 .本機能の利用の請求を行った一般ウィルコム沖縄通信契約者は、以下に規定するウィルコム
沖縄無線 LAN オプション登録事務手数料の支払いを要します。

ウィルコム沖縄無線 LAN 登録事務手数料

料 金 額	
1 契約ごとに	1,500 円 (税込価格 1,575 円)